

弁護士のみなさまへ

近畿支部に入会し、弁護士によるCSR活動の 普及にかかわりませんか

企業は社会の構成員です。

社会から、とりわけ、企業を取り巻く様々なステークホルダーからさまざまな期待や評価を受けています。

企業が社会において安定的に存続していくには、これらのステークホルダーの期待や評価に正しく応答していくことが必要です。

CSR(企業の社会的責任)はこのことを標榜しています。

CSRは大会社だけのものではありません。中堅企業、中小企業を含めたすべての企業に当てはまります。

CSRは会社だけのものではありません。医療法人、社会福祉法人、学校法人、宗教法人その他のあらゆる事業体に当てはまります。

あなたも弁護士として、CSR経営を普及させる活動にかかわりませんか。

CSRは既に多くの会社や事業体で導入されています。今後は更に多くの事業体において、更に広く深く導入されていくでしょう。

しかし、CSRが事業体において正しく受容され、正しく実践されるには、CSRに精通した弁護士の関与が必要です。

日本CSR普及協会近畿支部は、企業会員と弁護士会員によって構成されています。弁護士の皆様は、研究会、セミナーやMLを通じてCSRに関する知識と経験を向上させることができます。企業会員と交流することによって、CSR経営における実際問題を知ることができます。

本サイトを通じてご入会の申込みができます。

近畿支部が取り扱っていますが、入会された方は日本CSR普及協会の会員になります。近畿支部が提供するサービスは勿論、普及協会本部(東京)が提

供するサービスも受けることができます。
近畿地区の皆様は是非本サイトからご入会ください。

年会費1万2000円(法曹会員)
入会申込み受付後に、会費のご請求書をお送りします。
会費のお支払いをもって入会手続きが完了します。

日本CSR普及協会近畿支部事務局
〒541-0053 大阪市中央区本町1丁目7番7号
ワキタ堺筋本町ビル2階
藤木新生法律事務所内
TEL 06-6263-7288 FAX 06-6263-7708
<http://www.jcsr-kinki.jp>

日本CSR普及協会 入会申込書(弁護士会員)

日本CSR普及協会 御中
(近畿支部取扱い)

日本CSR普及協会(近畿支部取扱い)に入会を申し込みます。

平成 年 月 日

お名前	(ふりがな) _____
所属会	所属弁護士会() 期() 登録番号()
事務所名	
事務所住所	〒
連絡先	(電話) _____ (FAX) _____ (E-mail) _____

ご入会の方は、本書面を下記の近畿支部まで、郵送、FAX、E-mailにてご送付ください

〒541-0053
大阪市中央区本町1丁目7番7号
ワキタ堺筋本町ビル2階
藤木新生法律事務所内

日本CSR普及協会近畿支部

TEL 06-6263-7288 FAX 06-6263-7708
k-office@jcsr-kinki.jp <http://www.jcsr-kinki.jp/>

◎ 入会者は当協会の会員となり、協会本部及び近畿支部が提供するサービスを受けることができます。